

2025年度愛知県成年後見制度利用推進研修 －法人後見実施団体養成研修－

成年後見制度の概要と

法人後見実施団体を選任する際の考慮要素について



令和7年10月7日

名古屋家庭裁判所後見センター

主任書記官 松田 ひろみ

書記官 松永 優子

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

➤法定後見制度

家庭裁判所によって、本人の援助者である成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度

➤任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度



法定後見の3つの類型

後 見

- 判断能力が欠けているのが通常の状態の方

保 佐

- 判断能力が著しく不十分な方

補 助

- 判断能力が不十分な方



* 本人の状態によって申し立てる類型が異なる。

家庭裁判所における手続きの流れ

① 申立て

【申立権者】

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 四親等内の親族
- ・ 市区町村長など

本人情報シート

本人

受診

診断書

医師

申立て

申立書類を提出

立件

② 審理

家庭裁判所

必要に応じて

審問や調査

本人 申立人

鑑定書
鑑定依頼

医師

鑑定

本人

審判

③ 審判

家庭裁判所

後見人
選任

本人

後見人

○後見等の開始
○後見人等の選任

④ 監督

家庭裁判所

年に1回
報告書を提出

後見人

家庭裁判所における手続きの流れ

① 申立て

【申立権者】

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 四親等内の親族
- ・ 市区町村長など

本人情報シート

本人

受診

診断書

医師

申立て

申立書類を提出

立件

② 審理

家庭裁判所

必要に応じて

審問や調査

本人

申立人

鑑定書
鑑定依頼

医師

鑑定

本人

審判

③ 審判

家庭裁判所

後見人
選任

本人

後見人

- 後見等の開始
- 後見人等の選任

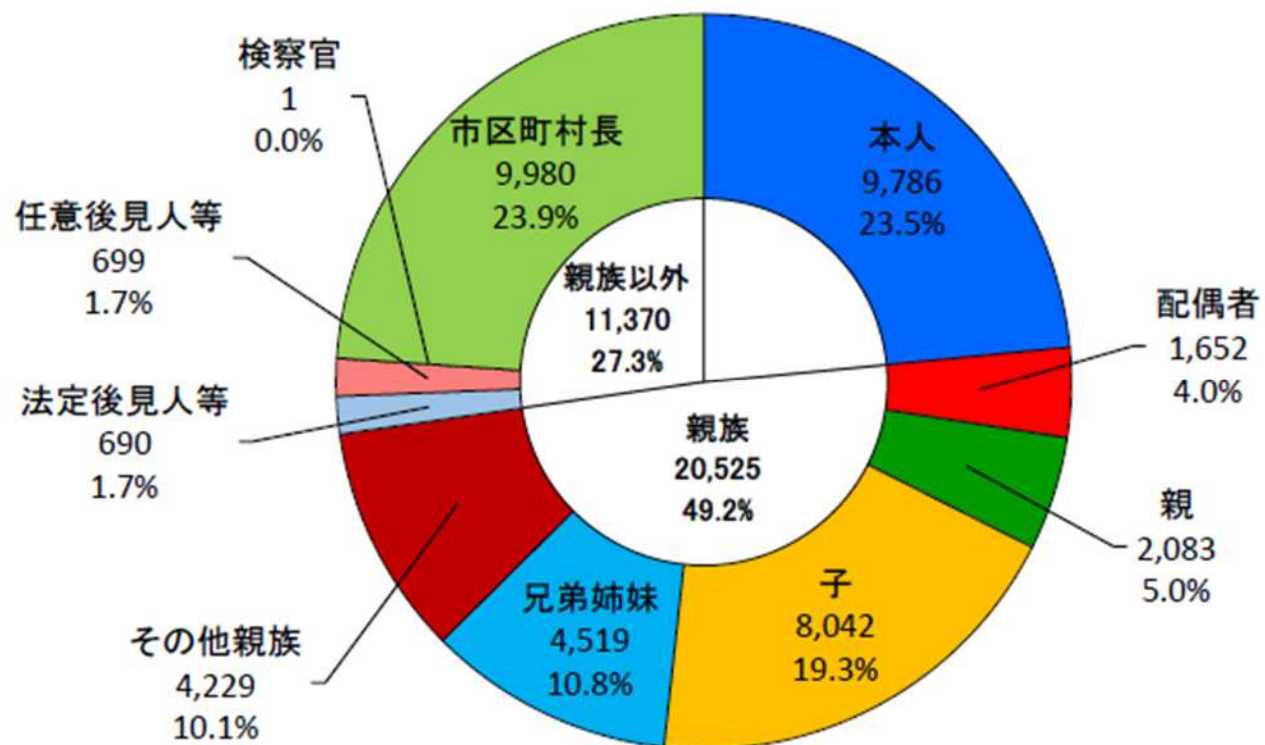
④ 監督

家庭裁判所

年に1回
報告書を提出

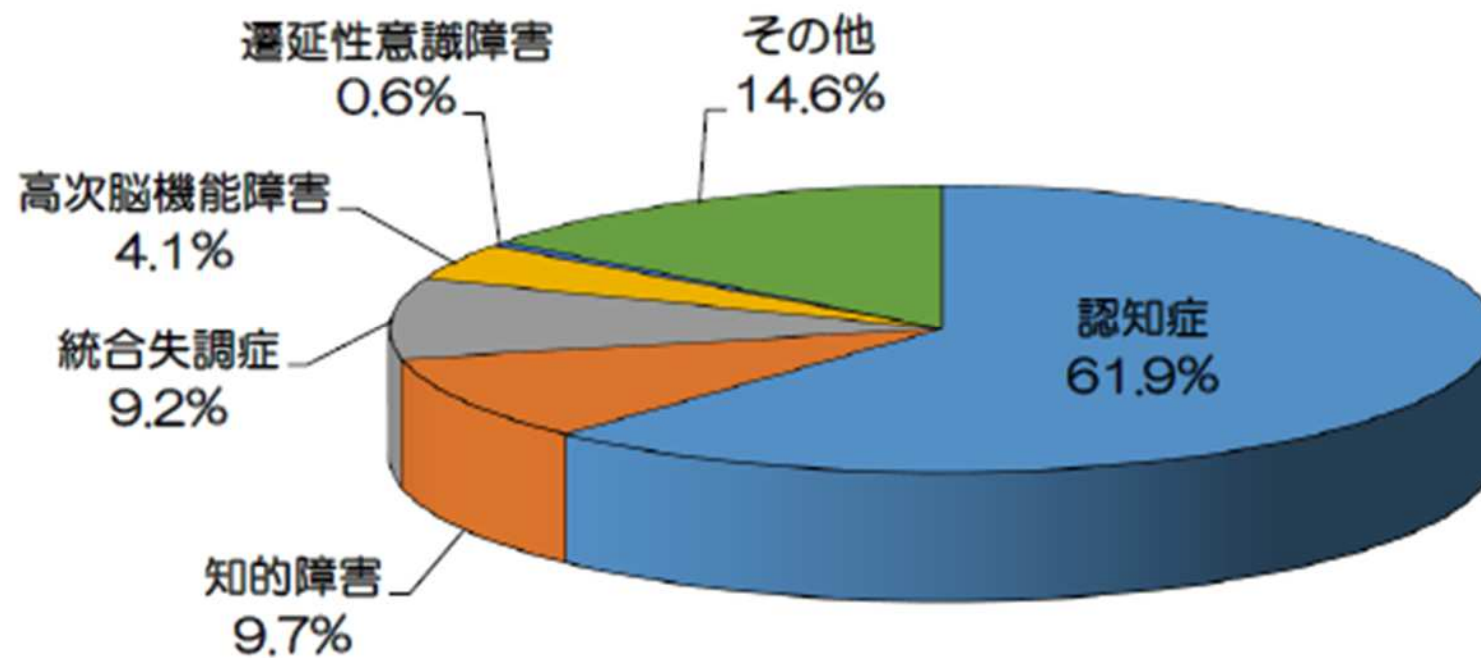
後見人

申立人と本人との関係別件数・割合



最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和6年1月～12月)」

開始原因割合



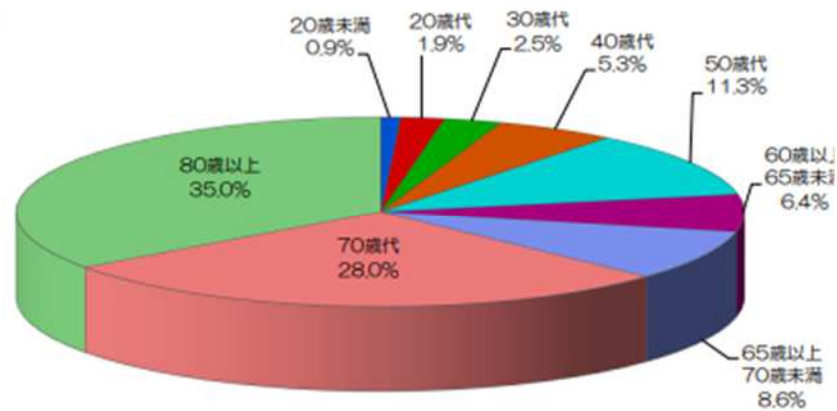
最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和6年1月～12月)」

本人の男女別・年齢別割合

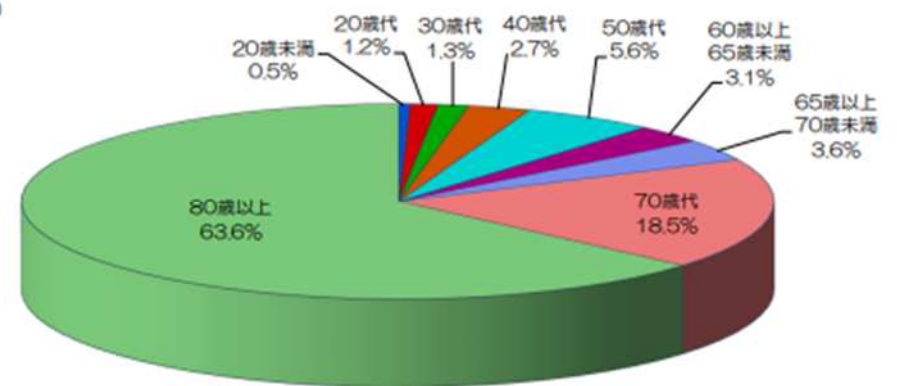
男性 約43.7%

女性 約56.3%

(男性)



(女性)



最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和6年1月～12月)」

家庭裁判所における手続きの流れ

① 申立て

【申立権者】

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 四親等内の親族
- ・ 市区町村長など

本人情報シート

本人

受診

診断書

医師

② 審理

申立て

立件

申立書類を提出

家庭裁判所

必要に応じて

審問や調査

鑑定書
鑑定依頼

医師

鑑定

本人

本人

申立人

③ 審判

家庭裁判所

後見人
選任

本人

後見人

- 後見等の開始
- 後見人等の選任

④ 監督

家庭裁判所

年に1回
報告書を提出

後見人

裁判所における審理対象

本人の判断能力

- 診断書
- 本人情報シート
- 鑑定手続き
- 本人調査
- 利害関係人調査



後見人の選任

- 誰を後見人とするか
 - どのような形で関与させるか
- 例) 複数選任、監督人

後見人の選任における考慮要素

➤ 誰を後見人とするか（民法843条4項）

- ・ 本人の心身の状態、財産状況、生活上の課題
- ・ 後見人となる者の職業・経歴
- ・ 本人との関係や利害関係の有無
- ・ 本人の意見

➤ どのような形で関与させるか

- ・ 専門職又は親族を単独で選任
- ・ 親族と専門職を複数選任、権限分掌
（課題解決後、専門職辞任検討）
- ・ 親族を後見人等に、専門職を監督人に選任



家庭裁判所における手続きの流れ

① 申立て

【申立権者】

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 四親等内の親族
- ・ 市区町村長など

本人情報シート

本人

受診

診断書

医師

申立て

申立書類を提出

立件

② 審理

家庭裁判所

必要に応じて

審問や調査

本人 申立人

鑑定依頼

鑑定書

医師

鑑定

本人

③ 審判

家庭裁判所

後見人
選任

本人

後見人

- 後見等の開始
- 後見人等の選任

④ 監督

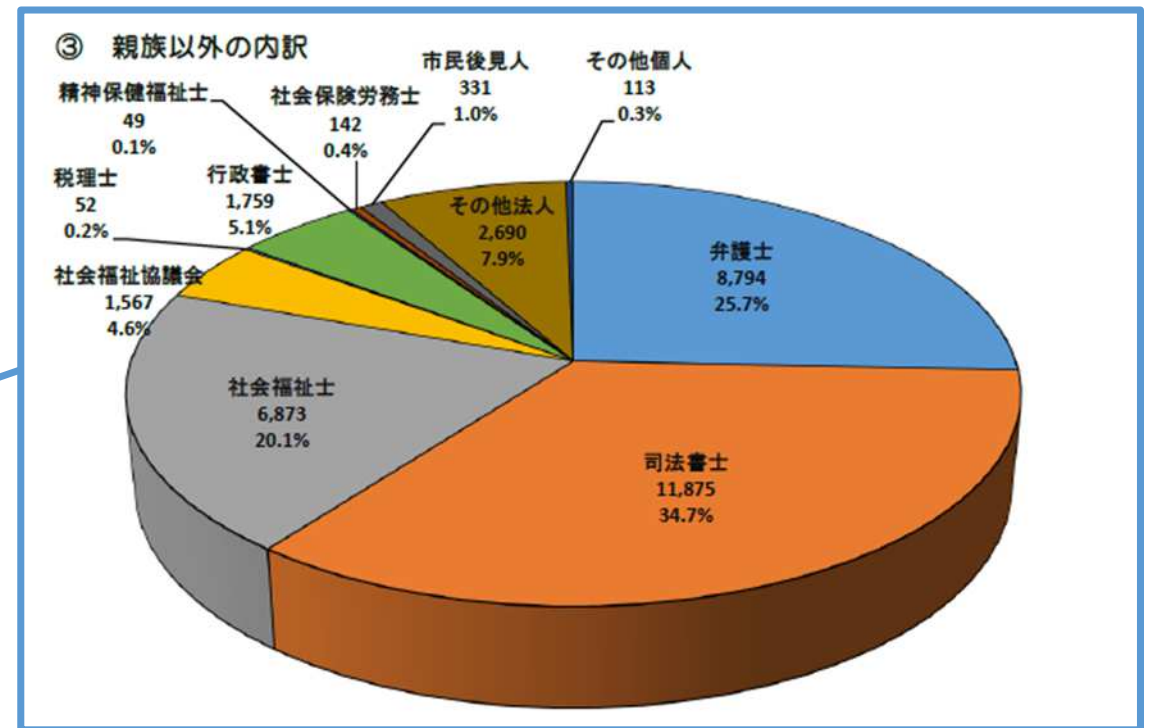
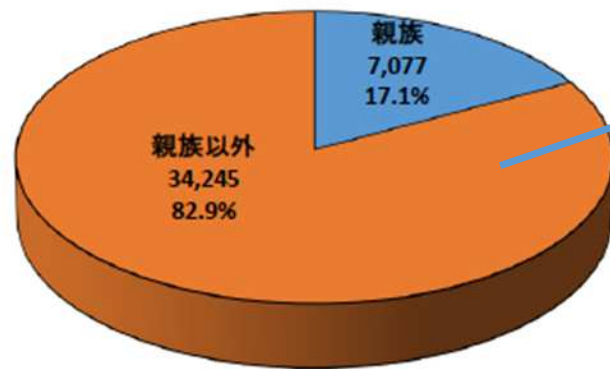
家庭裁判所

年に1回
報告書を提出

後見人

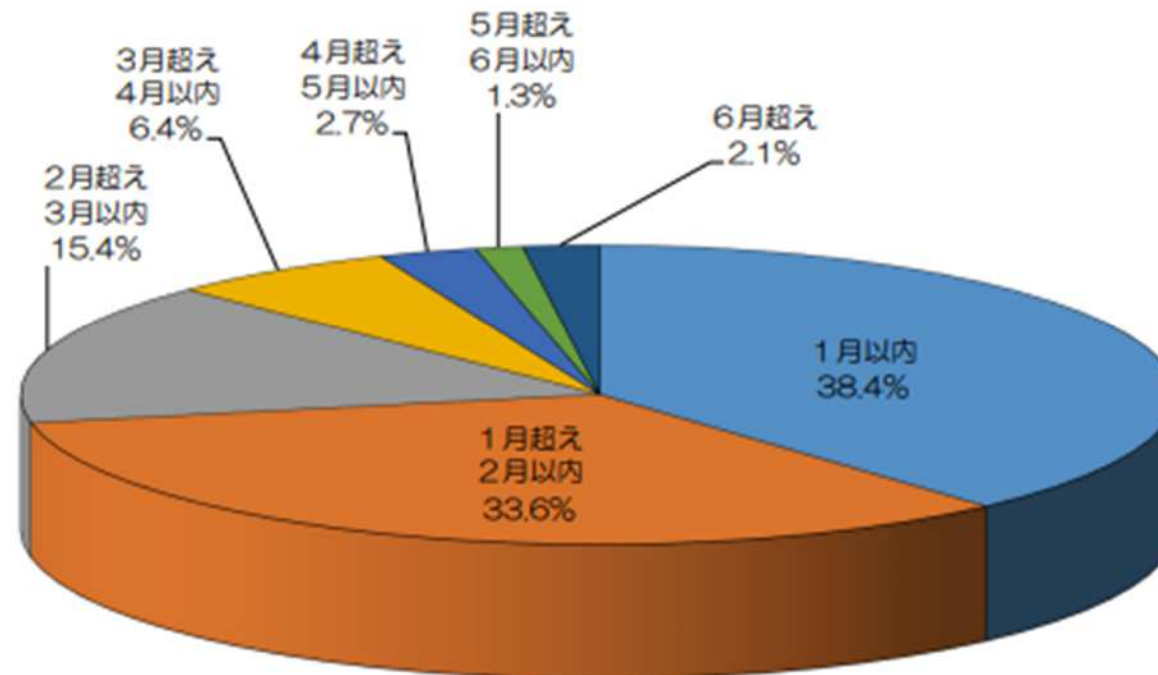
成年後見人等と本人の関係

① 親族、親族以外の別



最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和6年1月～12月)」

審理期間



* 約 8 7 % が 3 か月以内に終局

最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和6年1月～12月)」

法人後見の必要性

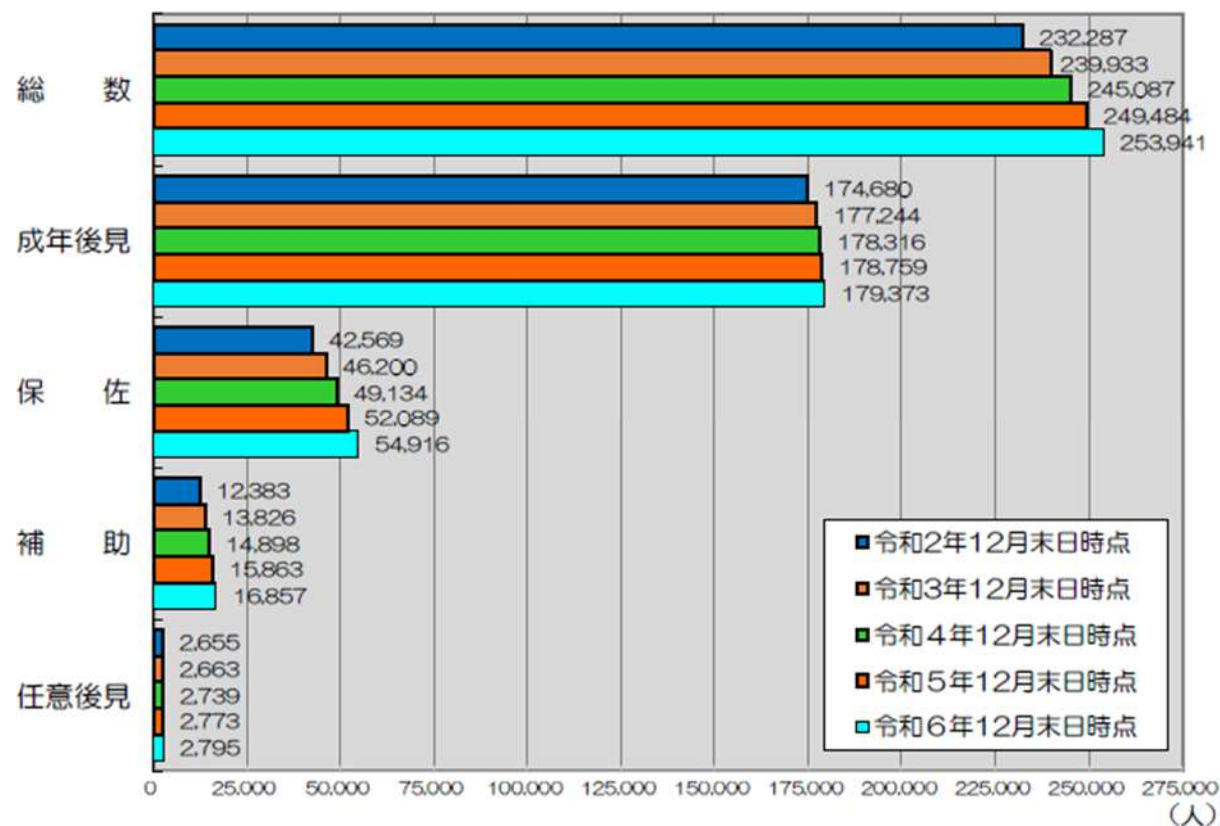
第二期成年後見制度利用促進基本計画において、全国どの地域においても適切な支援が受けられるよう、後見人等の多様な担い手の確保・育成が求められている。

- 制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保
- 比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者への対応
- 支援困難な事案への対応



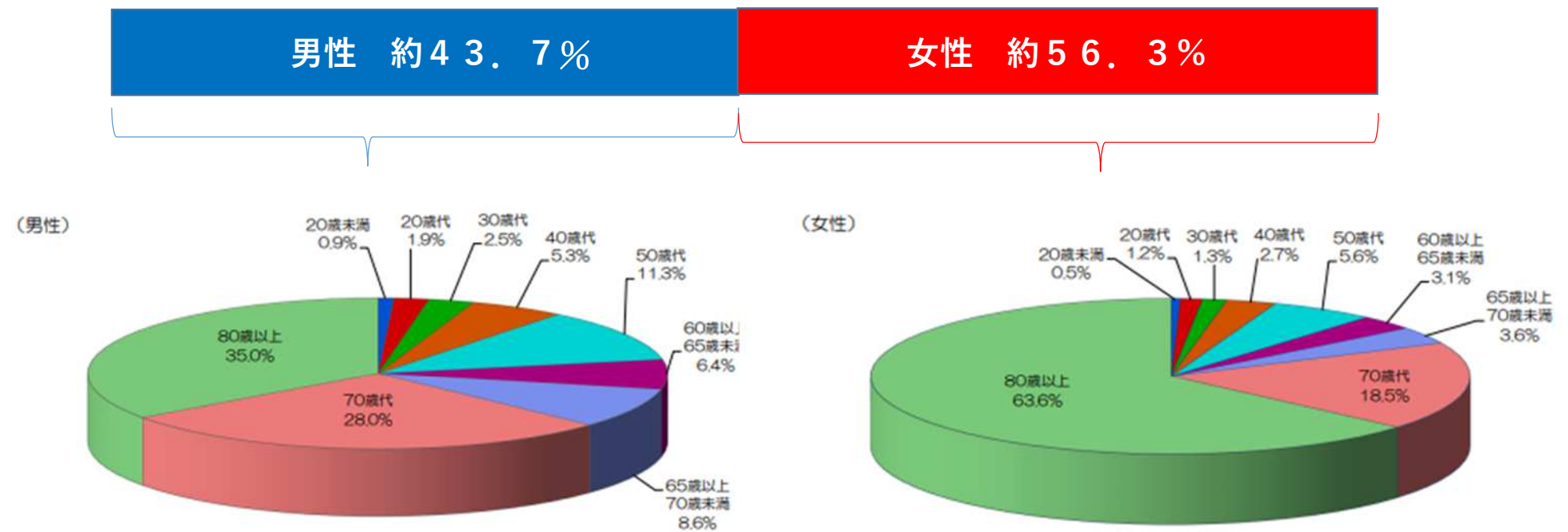
法人後見の必要性～利用者増

成年後見制度の利用者数の推移



最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和6年1月～12月)」

本人の男女別・年齢別割合



最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和6年1月～12月)」

法人後見の必要性～支援困難事案

➤在宅事案の本人

➤様々な課題により個人で対応するには負担が大きい事案

⇒複数人での対応が可能な法人後見が有用



法人を選任する際の考慮要素

民法 843条4項

成年後見人（保佐人・補助人についても準用）を選任するには、

- ・ 成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）
- ・ 成年被後見人の意見その他一切の事情

を考慮しなければならない。

法人を選任する際の考慮要素

法人の事業の種類及び内容

- 法人として適正に成立・構成されているか
- 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか
 - ⇒ 営利性の有無や目的を確認
 - ⇒ 本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意

確認資料（例）

- ・ 法人登記の履歴事項全部証明書
- ・ 定款
- ・ 設立趣意書
- ・ 事業計画書

法人を選任する際の考慮要素

法人の財務基盤

- 財産状況（資産や収支）が安定しているか
- 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
- 法人の財務が適正に管理されているか
 - ⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認

確認資料（例）

- ・決算報告書・貸借対照表・収支予算書
- ・賠償責任保険の証書
- ・組織規程・組織図・役員等名簿

法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力

- 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか
 - ⇒ 経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認
- 事務担当者に対する指導監督体制は適切か
 - ⇒ 担当者から法人への定期報告の有無
 - ⇒ 理事会や専門委員会による監督や監査の有無
 - ⇒ 法的な問題が生じたときの相談体制の有無 等を確認
- 担当者に対する研修制度は整備されているか
- 財産管理の方法は適切か
- 不正発覚時の態勢が適切であるか
- 個人情報保護の対策がとられているか

法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力

確認資料（例）

- ・ 役員等名簿
- ・ 組織規程、組織図
- ・ 後見業務の実施に関する規定や要領
- ・ 法人内部の指導監督体制の規定や要領
- ・ 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- ・ 不正発覚時の対応規定
- ・ 個人情報の取扱に関する規定や要領



法人を選任する際の考慮要素

本人との利害関係

- 本人との間に具体的な利害関係を有するか
 - ⇒ 本人に有償のサービスを提供しているなど
- 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか

確認資料（例）

- ・ 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- ・ 本人との利害関係の有無を示す資料

ご清聴ありがとうございました

